任意継続被保険者の手続きについて

退職前に２ヶ月以上被保険者期間がある方は、退職日の翌日から２０日以内に健康保険組合へ申請することにより、被保険者としての資格を２年間継続することができます。
これを「任意継続被保険者」といい、一般の被保険者（被扶養者含む）と同様の給付を受けることができます。

＊＊ 手続きの前に必ずお読みください ＊＊

＊任意継続被保険者として加入する主なメリット

➢退職前と同様の保険給付（付加給付）や健康診断等が引き続き受けられる
➢被扶養者は何名いても保険料がかからない

＊資格喪失について

任意継続被保険者は、次の理由に該当した場合は資格を喪失します。
（保険料納入後に資格を喪失することになった場合は、保険料を払い戻し致します。）

① 任意継続被保険者となった日から２年を経過したとき
② 任意継続被保険者が死亡したとき
③ 保険料を納入期限までに納入しなかったとき
④ 就職して、健康保険・船員保険・共済組合などの被保険者資格を取得したとき
⑤ 後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき
⑥任意継続被保険者でなくなることを希望する旨があったとき（健保に申出書が受理された日の翌月１日喪失）

１．申請に必要な書類

※提出書類に不備又は不足がある場合は受付不可

任意継続保険に加入する人	提出書類
被保険者（本人）のみ	健康保険任意継続被保険者資格取得申請書 兼　被扶養者（異動）届　※［記入例］参照
被保険者（本人）と 被扶養者（家族） ※「2．被扶養者となる為の条件」も併せてご確認ください。 ※ 以下に該当する被扶養者の申請を行う場合は、健保へご連絡ください ・両親どちらかのみ ・内縁関係の配偶者	① 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書 兼　被扶養者（異動）届　※［記入例］参照 ② 被扶養者　継続認定用現況届 （被扶養者１名につき１枚提出） 被保険者の退職日以前から扶養に入っており、現況に変化がない方にかぎり、証明書類等を免除いたします ■被扶養者資格確認調査にて被扶養者に関する証明書の提出を求める場合があります。 調査の結果、被扶養者の条件を満たさないことが判明した場合は被扶養者から削除となります。

＜ 留意事項 ＞

＊ 事業主から資格喪失届が届き次第の登録となりますので、退職後すぐに医療機関を受診される場合、10割負担となる可能性があります。（資格喪失届は法令上、退職後５日以内の提出が必要）
＊ マイナポータル上の「健康保険証の資格情報」が更新されていれば３割負担での受診が可能です。やむを得ない事情でマイナ保険証をお持ちでない場合は、資格確認書 交付申請書/理由書を資格取得申請時にご一緒にご提出ください。

2. 被扶養者となる為の条件

被扶養者となる為には【被保険者の３親等内の親族であること】【主として被保険者の収入で生計を維持していること】【国内に居住していること（一部例外有）】を満たしている必要があります。

● 被保険者と同居でも別居でもよい人
- ➢ 配偶者（籍をいれていなくてもよい）
- ➢ 子、孫、兄姉、弟妹
- ➢ 父母、祖父母など直系尊属

● 被保険者と同居していることが条件の人
- ➢ 伯叔父母、甥姪などとその配偶者
- ➢ 孫・弟妹の配偶者
- ➢ 配偶者の父母、連れ子、その他３親等内の親族

〔申請書に記入する続柄一覧〕

夫・妻	実父・実母	祖父・祖母	兄・姉	義父・義母	義祖父・義祖母
長男・長女	養子・養女	孫	伯父・伯母	義兄・義姉	継子男・継子女
二男・二女	養父・養母	弟・妹	叔父・叔母	甥･姪	

被扶養者が主として被保険者の収入によって生計を維持されているかは、次の基準により判断します

●被保険者と同居している場合

① 扶養されている方の年収が 130 万円未満（６０歳以上または障害年金受給者は１８０万円未満）

② 被保険者の年収の２分の１未満であること

●被保険者と別居している場合

① 扶養されている方の年収が 130 万円未満（６０歳以上または障害年金受給者は１８０万円未満）

② 被保険者の年収の２分の１未満であること

③ 被扶養者の収入が被保険者からの援助額を下回っていること

ただし、生活の実態とかけはなれるなど、妥当性を欠く場合には、実情に応じた認定が行われます。

収入とは・・・

すべての金銭を指します。税金等が控除される前の総収入を指し、通勤費等の手当も含みます。

収入に含むもの（例）	
給与	パート、アルバイト、内職　等
年金	老齢基礎・厚生年金、各種共済年金、遺族年金、障害年金、企業年金、個人年金　等（いずれの年金も一時金は除く）
その他収入	事業収入、不動産収入、利子、配当金　等

3. 提出期限　退職日の翌日から２０日以内

※保険料納付書は「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」及び、事業主が届け出る「健康保険資格喪失届」が健保に届き次第、ご自宅宛に特定記録にてお送り致します。

（現在保険証をお持ちの方は、退職時に必ず事業主経由で健保組合に返却してください）

4. 提 出 先　日野自動車健康保険組合に持参または郵送願います。

※尚、個人情報が含まれますので追跡可能な郵送方法をご利用願います。

〒191-8660　東京都日野市日野台３－１－１
日野自動車健康保険組合　任意継続担当　【☎042－586－5941（内線　5941）】

5. 保 険 料

○毎月の保険料（　　円）

保険料は、退職時の本人の標準報酬月額（　　千円）と、任意継続保険料上限額（※1）と比べ、低い方を基準にして決められます。

（※1） 任意継続保険料上限額は前年度９月３０日現在の当組合被保険者の平均標準報酬額より決定されます。
令和７年度に加入される方の任意継続保険料上限額は（ 410 千円）です。

＜ 留意事項 ＞

＊ 在職中は会社が保険料の一部を負担していましたが、退職後は全額自己負担となります。
尚、40 歳以上６５歳未満の方は一般保険料と併せて介護保険料を納めていただきます。

＊ 退職時の標準報酬月額は、任意継続被保険者の期間満了時まで適用されます。
なお、**毎年４月の任意継続保険保険料改定の際等に、保険料率や上限が変動する場合があります。**

6. 保険料納入方法（振込みのみ）

○健康保険組合にて取得申請書等の確認ができ次第、「振込先記載済みの納付書」をご自宅宛てにお送りします。

○初回保険料は、「前納」と「月払い」どちらの納付方法を選択した場合でも、１カ月分としてお振り込みいただく必要がございます。（納付期限は、原則、退職後２０日以内）

※健康保険料及び介護保険料は、別紙「任意継続　前納保険料早見表」をご参照ください。

（1）前納を希望する方

▼「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」の保険料の支払方法欄で、
【１・全期前納(加入月～3 月分迄)】【２・半年前納(加入月～9 月分迄/3 月分迄)】のどちらかを選んで下さい。

＊ 一定期間の保険料を一括で納付すると**割引が適用されます。**
＊ 全期前納・半期前納の納付期限は、前納に係わる期間の初月の前月末日です。
＊ 前納の納付期限までに振込がない場合は、自動で月払いに変更致します。

（2）月払いを希望する方

▼「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」の保険料の支払方法欄で【月払い】を選んで下さい

＊ 月払いの納付期限は、毎月１０日です。（土日祝の場合は、翌日）

＜ 留意事項 ＞

保険料が期限までに納付されない場合、以下のとおり資格取消となりますのでご注意ください。
やむを得ない理由で遅れてしまう場合は、必ず健保組合にご連絡ください。

保険料の種類	納付期限	資格取消日
初回保険料	退職日から 20 日以内	任意継続保険の資格取得日
月払い	毎月 10 日（土日祝の場合翌日）	保険料納付期限日の翌日

R7.4 改訂